



栃木県公報

平成 23 年
5月10日(火)
第2272号

目 次

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	365
○指定管理者の指定に係る変更	366
○介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止	366
○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る変更	367
○製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託	367
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	367
○土地改良区定款変更の認可	368
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	368

公 告

○平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施	369
○土地改良区役員の退就任	369
○県営土地改良事業の工事完了	373

教育委員会

○指定管理者の指定に係る変更	373
----------------	-----

告 示

栃木県告示第二百七十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年五月十日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

とちぎ県産 石材利活用 促進事業費 補助金	県内で産出された大谷石、芦野石又は深岩石（以下この項において「県産石材」という。）の需要を増進し、又はその利活用を促進することにより石材産業の振興を図る。	一 県内に所在する石材産業に係る事業協同組合その他知事が適当と認める団体（以下この項において「石材組合等」という。）が、とちぎ県産石材利活用促進事業費補助金交付要領（平成二十三年四月二十六日付け工第百九十五号産業労働観光部長通知。以下この項において「要領」という。）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 (一) 普及宣伝事業 (二) 需要開拓・販売促進事業 (三) 新商品開発事業 (四) その他石材産業の振興に関する事業 二 県内に事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和三十八年法律	知事が別に定める額	石材組合等
			当該経費の二分の一以内。ただし、	中小企業者等

第百五十四号) 第二条第一項に規定する中小企業者その他知事が適当と認める団体(以下この項において「中小企業者等」という。)が、要領に基づき県産石材を用いて事務所又は事業所の新築、増築、改築、模様替え等を行う場合における当該県産石材の購入、加工、設置等に要する経費

百万円を限度とする。

産業労働観光部の部労働政策課の款認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄中「(昭和二十八年法律第百五十四号)」を削る。

(工業振興課)

栃木県告示第273号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年 5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県総合文化センター	財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ青少年こども財団	財団法人とちぎ未来づくり財団	平成23年 4月1日
		指定管理者の住所	宇都宮市駒生1丁目1番6号	宇都宮市本町1番8号	
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 船 橋 政 従	理事長 田 村 澄 夫	
栃木県子ども総合科学館(わくわくグランディ科学ランド)	財団法人とちぎ未来づくり財団	指定管理者の名称	財団法人とちぎ青少年こども財団	財団法人とちぎ未来づくり財団	平成23年 4月1日
		指定管理者の住所	宇都宮市駒生1丁目1番6号	宇都宮市本町1番8号	
		指定管理者の代表者の氏名	理事長 船 橋 政 従	理事長 田 村 澄 夫	

(行政改革推進室)

栃木県告示第274号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成23年 5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 名 称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 の 年 月 日	サービ スの 種 類
		名 称	所 在 地		
72600100	有限会社エムアンドティー 社長 増 渕 たつ子	ケアプランまなか	高根沢町石末2093番地10	平成23年 3月31日	居宅介護 支援

71300470	株式会社オネストハート 代表取締役 川田 毅	居宅介護支援事業所 にじ	那須塩原市高林1206 番地10	平成23年 4月30日	居宅介護 支援
----------	------------------------------	-----------------	---------------------	----------------	------------

(高齢対策課)

栃木県告示第275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により指定相談支援事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年 5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事 業 者		変 更 の 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
0930500012	障害者相談支援センター「せいわ」 （「せいわ」）	鹿沼市千渡1598	医療法人 清和会	鹿沼市千渡1585-2	平成23年 4月1日
930200035	足利障害者相談支援センター	足利市東砂原後町1072 （足利市稲岡町500）	社会福祉法人 愛光園	足利市稲岡町500	平成23年 4月1日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第276号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号の規定により公示する。

平成23年 5月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成23年 4月1日から平成24年 3月31日まで

栃木県告示第277号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により公示する。

平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目 3 番13号

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

(工業振興課)

栃木県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
小 山 市 美 田 東 部 土 地 改 良 区	平成23年 4 月15日
長 沼 西 部 土 地 改 良 区	平成23年 4 月21日
馬 頭 土 地 改 良 区	平成23年 4 月25日

栃木県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告する。

なお、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	地 域 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営荒川南部地区土地改良（区画整理）事業	荒川南部地区（第 1 換地区）	平成23年 5 月11日から 平成23年 6 月 7 日まで	平成23年 6 月22日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のと

おり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。
平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

平成23年 8 月24日（水） 午前 9 時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

帝京大学 宇都宮キャンパス（宇都宮市豊郷台 1-1）

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6に記載する提出先へ提出すること。なお、所定用紙は各健康福祉センター、宇都宮市保健所、県保健福祉部薬務課で平成23年 6 月 3 日から配布する。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1 部（所定用紙使用）
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1 部（所定用紙使用）
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1 部（所定用紙使用）

6 出願期間及び提出先

出願期間は、平成23年 7 月 6 日（水）から同月 8 日（金）までとする。

県内居住者は、居住地又は勤務地を管轄する各健康福祉センター・宇都宮市保健所に提出すること。

県外居住者は、栃木県保健福祉部薬務課へ提出（郵送による場合は書留とし、平成23年 7 月 8 日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）すること。

7 受験通知

受験願書提出者には受験番号を記載した受験票を試験期日までに送付する。

8 試験結果の発表

平成23年 9 月22日（木）午前10時に、栃木県ホームページ及び栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター、宇都宮市保健所の掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

（平成23年10月 6 日（木）午後 4 時までの掲示とする。）

なお、電話による問い合わせには応じない。

また、合格者には発表日から10日以内に合格証書を郵送する。

9 受験手数料

10,500円（栃木県収入証紙で納付すること。）

（薬務課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
下 飯 田 土地改良区	理 事	福田 啓一		宇都宮市飯田町9	23. 3 .31	
	〃	安納 広		〃 〃 482	〃	
	〃	福田 修一	福田 修一	〃 〃 34	〃	23. 4 . 1
	〃	安納 恭司	安納 恭司	〃 〃 392	〃	〃
	〃	安納 智幸	安納 智幸	〃 〃 498	〃	〃
	〃	安納 訓彦	安納 訓彦	〃 〃 207	〃	〃
	〃		安納 久	〃 〃 407		〃
	〃		安納 輝雄	〃 〃 502		〃
	監 事	福田 寛		〃 〃 1 - 8	23.3.31	
	〃	安納 正義	安納 正義	〃 〃 408- 1	〃	23. 4 . 1
	〃	安納 忠	安納 忠	〃 〃 366	〃	〃
	〃		福田 啓一	〃 〃 9		〃
長 沼 西 部 土地改良区	理 事	上野 勝久		真岡市堀込430	23. 3 .31	
	〃	石崎 欣弘		〃 大道泉189	〃	
	〃	野澤 實		〃 長沼1049	〃	
	〃	藤澤 正夫		〃 堀込424	〃	
	〃	鈴木 紀三		〃 大道泉210	〃	
	〃	岡本 均		〃 堀込904	〃	
	〃	本橋 寛		〃 鷺巣187	〃	
	〃	佐藤 典夫		〃 〃 127	〃	
	〃	稲毛 俊雄	稲毛 俊雄	〃 堀込457	〃	23. 4 . 1
	〃	大足 節	大足 節	〃 大道泉172- 2	〃	〃
	〃	野澤 清	野澤 清	〃 長沼1092- 1	〃	〃
	〃	滝田 宗一	滝田 宗一	〃 〃 1007	〃	〃
	〃	飯野 禮純	飯野 禮純	〃 〃 1832	〃	〃
	〃	山中 嘉治	山中 嘉治	〃 鷺巣30	〃	〃
	〃	大山 伸雄	大山 伸雄	〃 〃 500- 1	〃	〃
	〃	国府田厚志	国府田厚志	〃 西大島208	〃	〃
	〃	宮田 一雄	宮田 一雄	〃 〃 292- 1	〃	〃
	〃		上野 幸政	〃 堀込392		〃
	〃		石崎 國男	〃 長沼1175		〃
	監 事	谷田部豊夫		〃 堀込422	23. 3 .31	
	〃	田村 説夫	田村 説夫	〃 長沼647- 1	〃	23. 4 . 1
	〃	荒山 研二	荒山 研二	〃 鷺巣553- 3	〃	〃
	〃		上野 義明	〃 堀込468		〃

二 宮 土地改良区	理 事		池田 京平	真岡市阿部品912		23. 4 . 1
	〃		小島 誠	〃 〃 240- 1		〃
	〃		仁平 助太	〃 三谷358		〃
	〃		柳 健	〃 〃 113- 1		〃
	〃		猪野 邦夫	〃 物井413-12		〃
	〃		豊田 宣雄	〃 〃 34		〃
	〃		本田 輝男	〃 高田1519		〃
	〃		齋藤 一郎	〃 物井1267- 1		〃
	〃		星野 義治	〃 沖825		〃
	〃		齋藤修次郎	〃 物井3282		〃
	〃		横田 正	〃 横田602- 1		〃
	〃		佐藤 房治	〃 大根田599		〃
	〃		曾根 成芳	〃 鹿288		〃
	〃		杉山 時雄	〃 久下田798- 4		〃
	〃		日賀野定一	〃 高田30- 2		〃
	〃		海老原起重郎	〃 物井1232		〃
	〃		野澤 志郎	〃 高田1874		〃
	〃		小島 守市	〃 鹿1219		〃
	監 事		仁平 一元	〃 大根田596		〃
	〃		野沢 守夫	〃 物井2308-1		〃
	〃		光菅 貴一	〃 高田1872		〃
小貝川中部 土地改良区	理 事	関澤 功		芳賀郡市貝町大字市塙1047	23. 3. 28	
	〃	高木 一郎		〃 〃 〃 2518	〃	
	〃	大木 昭文		〃 〃 〃 1633- 2	〃	
	〃	矢板橋正弘	矢板橋正弘	〃 〃 〃 415	〃	23. 3 . 29
	〃	仲山 純男	仲山 純男	〃 〃 〃 65	〃	〃
	〃	高木 研一	高木 研一	〃 〃 〃 5190- 2	〃	〃
	〃	青木 正夫	青木 正夫	〃 〃 〃 2950	〃	〃
	〃	高久 文夫	高久 文夫	〃 〃 〃 1322	〃	〃
	〃	青木 克雄	青木 克雄	〃 〃 〃 751	〃	〃
	〃	吉住 宏	吉住 宏	〃 〃 大字文谷61	〃	〃
	〃	小峰 重富	小峰 重富	〃 〃 〃 290- 1	〃	〃
	〃	渡邊 正司	渡邊 正司	〃 〃 〃 423	〃	〃
	〃	小森 瑞男	小森 瑞男	〃 〃 〃 561	〃	〃
	〃	小堀 守	小堀 守	〃 〃 大字杉山58- 1	〃	〃
	〃		鈴木 好市	〃 〃 大字市塙2608		〃

	理 事		渡邊 邦夫	芳賀郡市貝町大字市塙5655- 2		23. 3 .29
	〃		関澤 正一	〃 〃 〃 677		〃
	監 事	金田 公男		〃 〃 〃 809- 2	23. 3 .28	
	〃	永嶋 正義	永嶋 正義	〃 〃 〃 2547	〃	23. 3 .29
	〃	阿久津孝志	阿久津孝志	〃 〃 大字文谷558	〃	〃
	〃		矢板橋 功	〃 〃 大字市塙491		〃
野 木 土地改良区	理 事	酒井吉之助		下都賀郡野木町大字中谷176	23. 3 .30	
烏 山 土地改良区	理 事	大貫 寿夫		那須烏山市中山1381	23. 3 .31	
	〃	木村 武一		〃 大桶684	〃	
	〃	青木 一夫	青木 一夫	〃 中央 2-14- 5	〃	23. 4 . 1
	〃	大橋 洋一	大橋 洋一	〃 宮原479	〃	〃
	〃	大窪 金夫	大窪 金夫	〃 下境2431	〃	〃
	〃	大野 隆	大野 隆	〃 神長639	〃	〃
	〃	滝田祐四郎	滝田祐四郎	〃 興野1253	〃	〃
	〃	薄井 優	薄井 優	那須郡那珂川町白久148	〃	〃
	〃	高野 勝彦	高野 勝彦	那須烏山市大桶798	〃	〃
	〃	高德 昇一	高德 昇一	〃 谷浅見866- 1	〃	〃
	〃	各和 昭	各和 昭	〃 上境558	〃	〃
	〃		高橋 国夫	〃 中山20		〃
	〃		大野 覚文	〃 大桶1116		〃
	監 事	菱沼 幸一		〃 上境659	23. 3 .31	
	〃	平野 一喜		〃 南 2-16- 4	〃	
	〃	田島 一夫	田島 一夫	〃 中山484	〃	23. 4 . 1
	〃		興野 一美	〃 興野1635		〃
	〃		田嶋 秀雄	〃 中山1517		〃
塩 谷 南 部 土地改良区	理 事	大澤 郁男		矢板市大槻1526- 2	23. 3 .31	
	〃	長嶋 忠男		さくら市押上555- 1	〃	
	〃	八木澤久治	八木澤久治	塩谷郡塩谷町大字大宮1998	〃	23. 4 . 1
	〃	齋藤 熙	齋藤 熙	〃 〃 〃 2009	〃	〃
	〃	神長 昇	神長 昇	〃 〃 〃 1037- 2	〃	〃
	〃	吉成 昌芳	吉成 昌芳	〃 〃 〃 426	〃	〃
	〃	神長壮太郎	神長壮太郎	〃 〃 〃 266	〃	〃
	〃	古澤 和夫	古澤 和夫	〃 〃 大字大久保481	〃	〃
	〃	齋藤 源憲	齋藤 源憲	〃 〃 〃 906- 1	〃	〃
	〃	齋藤 誠一	齋藤 誠一	〃 〃 〃 898- 1	〃	〃
	〃	高橋 勝一	高橋 勝一	〃 〃 〃 1416- 2	〃	〃

理 事	杉山 健雄	杉山 健雄	塩谷郡塩谷町大字肘内663	23. 3 .31	23. 4 . 1
〃	杉山 壽教	杉山 壽教	〃 〃 〃 598	〃	〃
〃	江田 榮	江田 榮	〃 〃 〃 583- 2	〃	〃
〃		大谷 栄一	矢板市大槻1805-1		〃
〃		長嶋 良典	さくら市押上909		〃
監 事	有坂 誠	有坂 誠	塩谷郡塩谷町大字肘内861	23. 3 .31	〃
〃	齋藤 芳充	齋藤 芳充	〃 〃 大字大宮1986	〃	〃
〃	齋藤 正治	齋藤 正治	〃 〃 大字大久保333	〃	〃

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3項の規定により公告する。

平成23年 5 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営下板橋地区土地改良（区画整理）事業	平成23年 3 月14日

（農地整備課）

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会告示第 8 号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第 4 号）第 7 条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成23年 5 月10日

栃木県教育委員会

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県立とちぎ海 浜自然の家	財団法人とちぎ未 来づくり財団	指定管理者の 名称	財団法人とちぎ青 少年こども財団	財団法人とちぎ未 来づくり財団	平成23年 4 月 1 日
		指定管理者の 住所	宇都宮市駒生 1 丁 目 1 番 6 号	宇都宮市本町 1 番 8 号	
		指定管理者の 代表者の氏名	理事長 船 橋 政 従	理事長 田 村 澄 夫	
栃木県立なす高原 自然の家	財団法人とちぎ未 来づくり財団	指定管理者の 名称	財団法人とちぎ青 少年こども財団	財団法人とちぎ未 来づくり財団	平成23年 4 月 1 日
		指定管理者の 住所	宇都宮市駒生 1 丁 目 1 番 6 号	宇都宮市本町 1 番 8 号	
		指定管理者の 代表者の氏名	理事長 船 橋 政 従	理事長 田 村 澄 夫	
栃木県立しもつけ 風土記の丘資料館	財団法人とちぎ未 来づくり財団	指定管理者の 名称	財団法人とちぎ青 少年こども財団	財団法人とちぎ未 来づくり財団	平成23年 4 月 1 日

		指定管理者の 住所	宇都宮市駒生 1 丁 目 1 番 6 号	宇都宮市本町 1 番 8 号	
		指定管理者の 代表者の氏名	理事長 船 橋 政 従	理事長 田 村 澄 夫	

(総務課)